区民委員会報告資料

令和６年９月２７日

報告事項件名　　頁

１　定額減税しきれないと見込まれる方への給付（調整給付）の進捗について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　おくやみ相談窓口の開設について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

３　現行の健康保険証廃止に伴う対応について　・・・・・・・・・・・・・・・　８

４　マイナンバーカードと健康保険証の利用登録サポートについて　・・・・　16

５　税情報の反映されていない国民健康保険料決定通知書送付について　・・　17

（区　民　部）

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和６年９月２７日

件　　名	**定額減税しきれないと見込まれる方への給付（調整給付）の進捗について**
所管部課名	区民部定額減税給付金担当課

内　　容

定額減税しきれないと見込まれる方への給付（調整給付）の進捗状況について、以下のとおり報告する。

１　定額減税しきれないと見込まれる方への処理状況（９月１８日現在）

項目	数値	備考
①確認書発送等件数	98,915 件	6/28:1,924 件、7/16:96,991 件
②確認書受付等件数	72,673 件	受付率(②/①)：73.5%
③支給決定件数	67,390 件	**支給率(③/②)：92.7%**
④支給決定金額	2,699,720 千円	

※　審査完了後、順次振込。７月１１日から着金開始（7/11、184 件）。

２　コールセンター（あだち定額減税調整給付金ダイヤル）の対応実績について

（１）令和６年５月２７日（月）開設（平日、午前９時～午後８時まで）

（２）執行体制（委託事業者）及び受電件数（９月１８日現在）

日程	回線数	総受電件数	受電数/日(平均)	応答率※1(平均)
①５月２０日　～　７月１２日	５	1,279 件	29.7 件	１００%
②７月１６日　～　８月１５日	３５	5,673 件	257.8 件	９８%
③８月１６日　～　９月１５日	２１	3,413 件	162.5 件	９９%
④９月１６日　～１０月１５日	９	265 件※2	132.5 件	９９%
⑤１０月１６日～１２月２７日	５	－	－	－

第一弾確認書発送（６/２８）、第二弾確認書発送（７/１６）

※１　応答率とは、入電数に対して、つながったコール数の割合。

※２　９月１６日～１０月１５日の件数は、９月１８日現在の件数。

【対応実績】

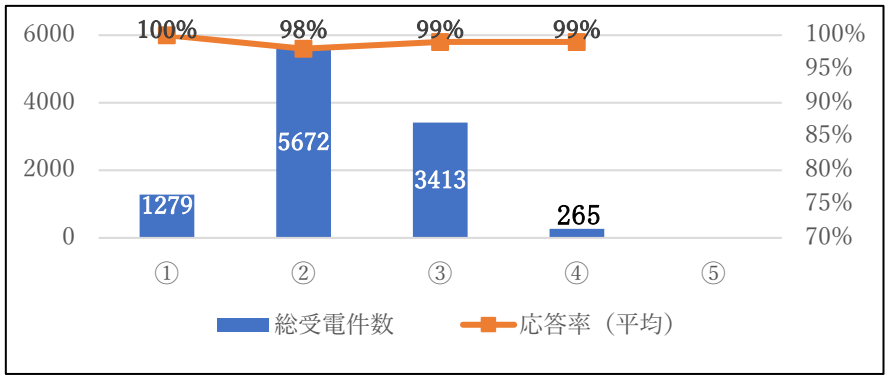

（３）受電状況（９月１８日現在）

①	受電総件数	10,629 件（９月１８日現在）
②	直近１週間の平均	126.6 件/日（９月１０日～９月１８日）
③	受電が多い時間帯	午前９時～１０時、午後１時～２時

（４）主な問い合わせ内容

① 入金予定日を教えてほしい。
② 確認書を提出したが届いているのか確認してほしい。
③ 進捗状況を確認してほしい。
④ ●●は対象ですか（父、母、兄弟姉妹等）

３　定額減税給付金サポート窓口（外部委託）の対応実績について

（１）本庁舎中央館１階アトリウム（平日、午前９時～午後５時まで）

①	開設期間	令和６年７月１日（月）～１１月２９日（金）
②	相談支援件数	1,788 件（９月１８日現在）
③	直近１週間の平均	25 件/日（９月１０日～９月１８日）
④	相談の多い時間帯	午前９時～１０時、午後１時～２時
⑤	平均相談時間	５分～８分/件
⑥	執行体制	３窓口（委託職員４～５名/日）

【月別件数】

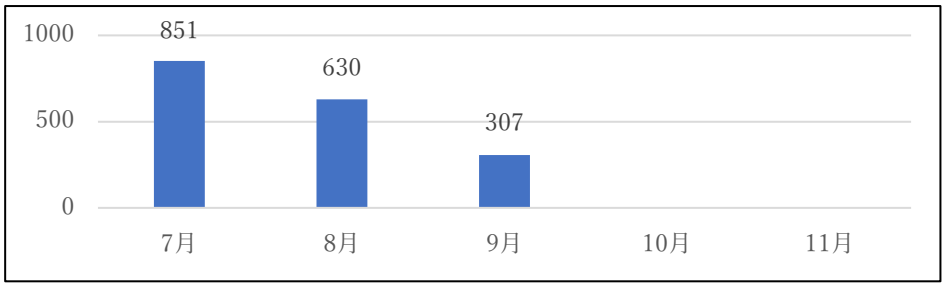

（２）出張窓口（土・日・祝日、午前１０時～午後４時まで）

①	開設場所 （１日２か所）	地域学習センター、江南住区センター、生涯学習センター、アリオ西新井店、ポンテポルタ千住、ベルクス西新井西店　等
②	開設期間	令和６年７月１３日（土）～１０月２７日（日）
③	相談支援件数	522 件（９月１８日現在）
④	相談の多い時間帯	午前１０時～１１時、午後１時～２時
⑤	平均相談時間	１０分～１２分/件
⑥	執行体制	２窓口/１か所（委託職員　４名/日）

【月別件数】

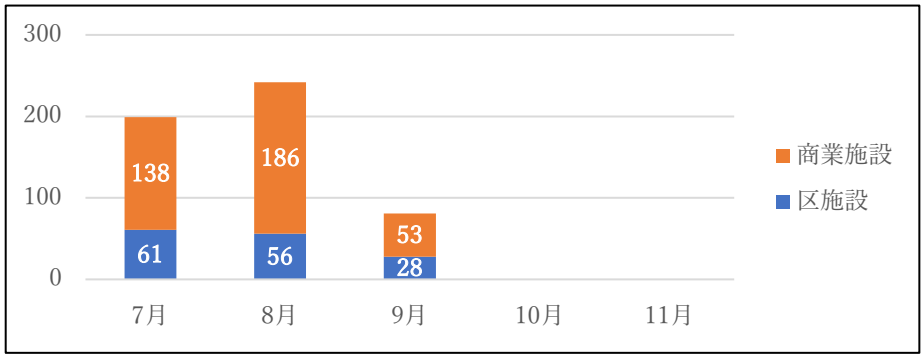

（３）窓口の対応状況

①　お待たせすることなく、ご相談ができている。

②　相談が集中した場合、５分～８分程度お待たせする場合がある。

③　高齢の方や、外国の方の割合が多い。

（４）主な問い合わせ内容

①　確認書の記載方法について教えてほしい。

②　調整給付の制度概要について説明してほしい。

③　進捗状況を確認してほしい。

４　未申請の方への勧奨について

（１）再勧奨通知

未申請の方（26,109 件）へ、９月２７日（金）に再勧奨通知を送付する。

（２）あだち広報

９月２５日号、１０月１０日号にて、勧奨を行う。

５　今後の方針

今年度実施する当初調整給付については、引き続き個人情報の適切な管理を行い、迅速な給付を進めていく。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和６年９月２７日

件　　名	**おくやみ相談窓口の開設について**
所管部課名	区民部戸籍住民課
内　　容	ご家族等を亡くしたご遺族が、必要となる行政手続きについて相談や申請ができる「おくやみ相談窓口」を開設するため、以下のとおり報告する。

１　窓口の概要

（１）開設日　　令和６年１０月１日

（２）相談時間　　月曜日から金曜日まで　９時３０分から１６時
相談時間は１件１時間程度とし、１日４枠

（３）場　所　　本庁舎 南館１階　戸籍住民課（特設カウンター）

２　業務内容

（１）目的

ア　多岐に渡る故人の手続きの相談に総合的に応じ、ご遺族の負担を軽減する。

イ　国民健康保険、後期高齢医療制度、介護保険の一部の手続きをおくやみ相談窓口で受け付ける。

ウ　区窓口で、社会保険労務士が専門性の高い年金に関する相談や申請支援を行う。

（２）相談から手続きまでの流れ

ア　予約　　３営業日前までに予約
（９月２５日から予約受付を開始）

イ　予約方法

（ア）電話　　専用ダイヤル　０３－３８８０－０７６３

（イ）ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ　　専用予約サイトから申し込み
後日、区担当が日時や内容を確認するために連絡をします。

（受付から相談までの流れ）

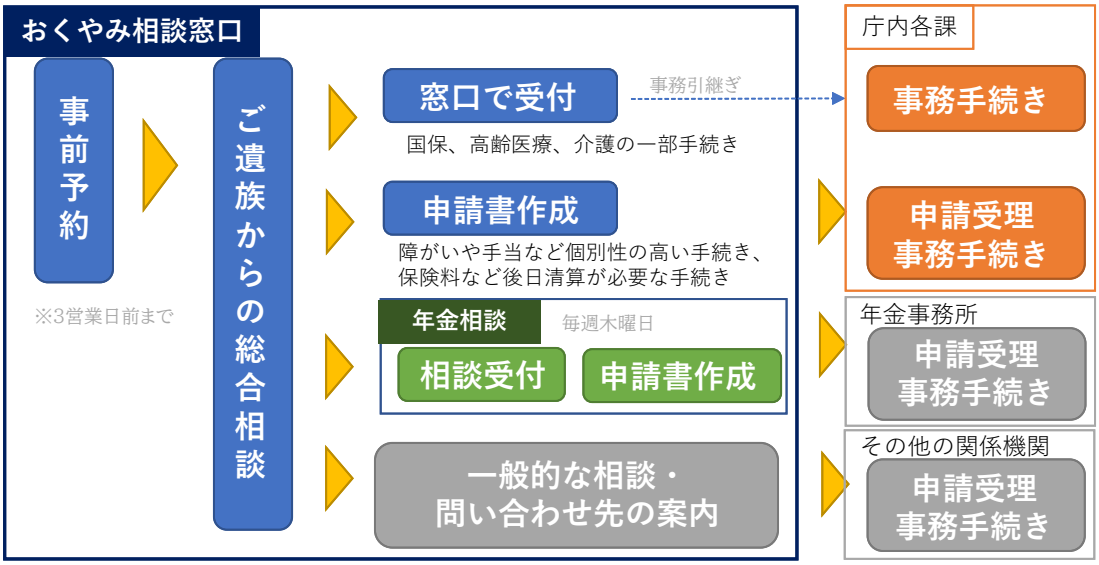

（３）具体的な対応例

	故人の状況	内容（例）	これまでの対応	相談窓口での対応
1	国民健康保険に加入していた	葬祭費の請求	国民健康保険課で窓口申請	おくやみ相談窓口で まとめて受付 ※保険料など一部対応できない業務あり
2	後期高齢医療に加入していた	保険証の返却	高齢医療・年金課で窓口返却	
3	介護保険に加入していた	介護保険証の返却	介護保険課で窓口返却	
4	福祉サービスを利用していた	サービスの変更・停止	障がい福祉課で手続き	申請書の作成支援 →各窓口を案内する
5	児童手当を受けていた	児童手当の変更・停止	親子支援課で申請	
6	年金を受給していた	遺族年金の申請	年金事務所への相談希望者が多く、予約が取りづらい	新規 年金サポート※1 を実施 毎週木曜日 社会保険労務士が対応
7	光熱水費の名義人であった	電気・ガス・水道の名義変更・停止	東京電力や水道局等で手続き	書類の作成支援を行う

３　開設に伴い開始する付加サービス

上記１～７のような行政等の手続きに加え、次のおくやみサービスの充実を図る。

（１）年金サポート（※１）

社会保険労務士が未支給年金や遺族年金などの年金相談や申請支援を行う。
東京都社会保険労務士会足立・荒川支部に委託して実施する。

ア　実施する日時

毎週木曜日　９時から１６時

イ　申し込み方法

お持ちいただく書類等を案内するため、申し込みは電話のみ
０３－３８８０－０７６３（相談窓口と同じ番号、９月２５日から受付開始）

（２）手続き案内ツールの提供

ア　おくやみナビシステムの開始

インターネット上で故人にかかる必要な手続きが確認できる検索サイトを令和６年９月２４日から開設する。

イ　おくやみガイドブック「ご遺族の方へ」の配付

令和７年４月からカラー版への改訂を予定

※　なお、それまでは既存の「ご遺族の方へ（モノクロ版）」を配付します。

	4　今後の方針 （１）あだち広報９月２５日号やホームページへの掲載、住区センター等へ案内チラシを配架するなど広く周知する。 （２）死亡届の提出時や東京都葬祭業協同組合足立支部を通じてご遺族に案内チラシを配布するなど効果的な周知に努める。 （３）町会自治会連合会や民生・児童委員の会議に伺い、丁寧に説明していく。

（参考）おくやみ相談窓口設置による手続きの変化

死亡・相続に関する自治体での手続（現状のイメージ）

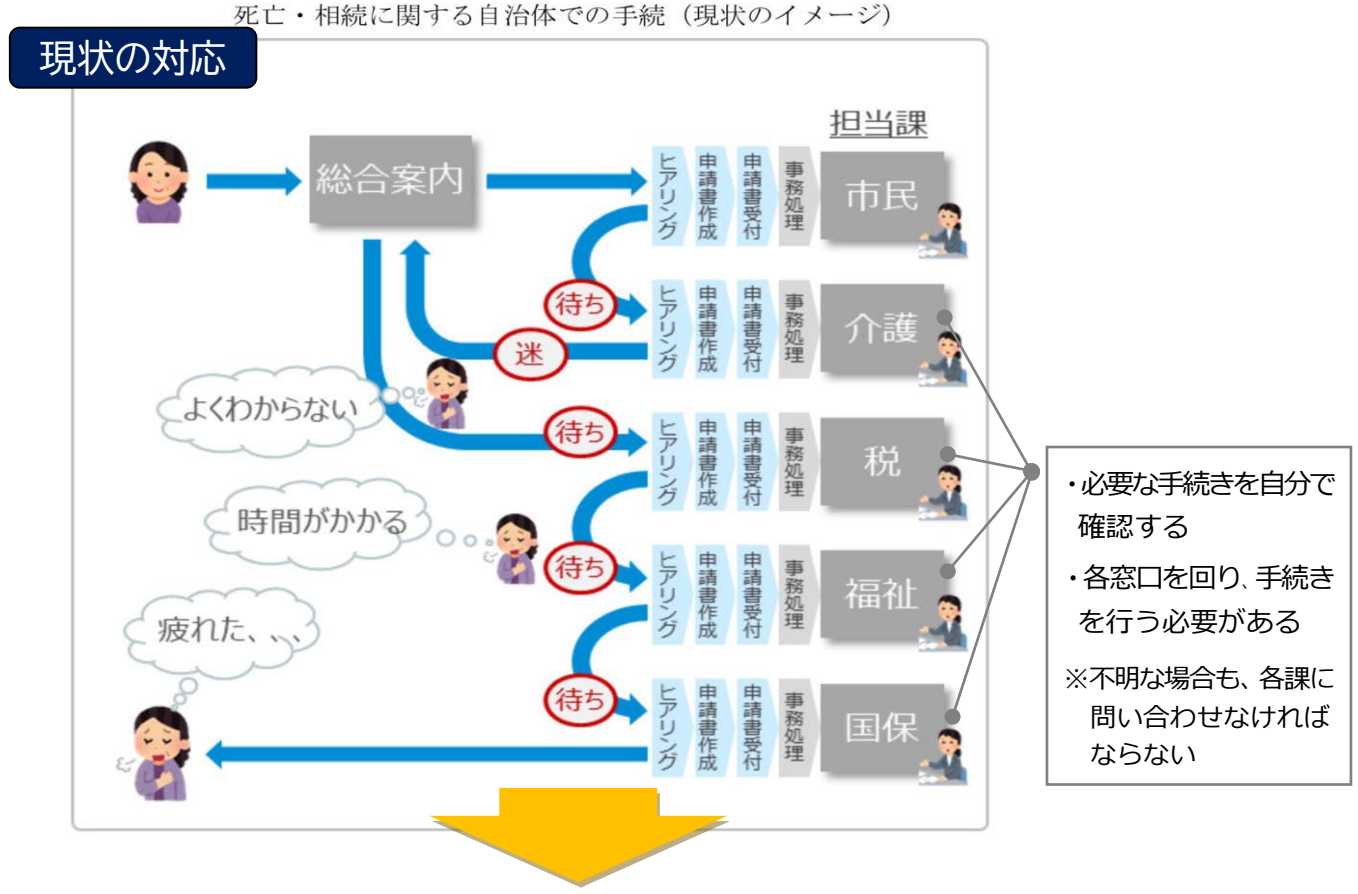

おくやみコーナーのイメージ

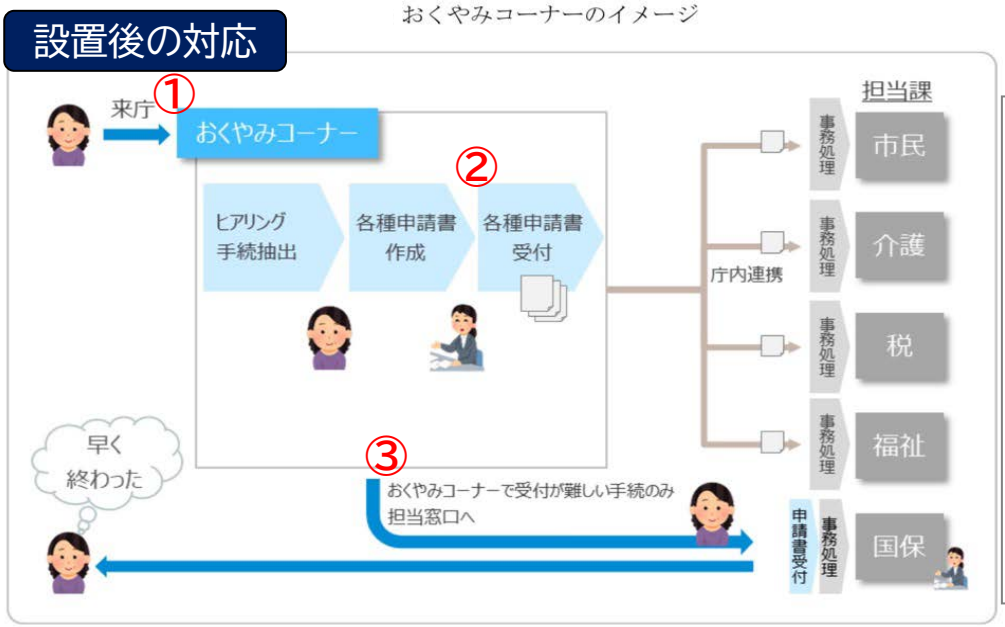

（参考文献）おくやみコーナー設置ガイドライン
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 R2.5.15

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和６年９月２７日

件　　名	**現行の健康保険証廃止に伴う対応について**
所管部課名	区民部国民健康保険課、高齢医療・年金課

内　　容

令和６年１２月２日に現行の健康保険証が廃止（新規発行・再発行の終了）されることに伴い、以下のとおり対応する。

１　転入者や健康保険証紛失者（１２月２日以降届出の手続き分）

（１）転入者

国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者のうち、マイナンバーカードと保険証との利用登録をしていない方には資格確認書（※１）、利用登録している方には資格情報のお知らせ（※２）を交付する。

	国保	後期高齢
※１　資格確認書のイメージ図	別紙１	別紙１－２
※２　資格情報のお知らせのイメージ図	別紙２	別紙２－２

（２）健康保険証紛失者

ア　マイナンバーカードと保険証の利用登録をしていない方には資格確認書を交付する。（※３）

イ　利用登録している方にはマイナ保険証で受診できることを説明するとともに資格情報のお知らせを交付する。

※３　利用登録の情報が国保システムに反映されるまで最大１カ月程度を要するため、後日登録状況を確認し、利用登録していることが判明した場合には資格確認書の返還を求め、資格情報のお知らせを交付する。

２　現行の保険証をお持ちの被保険者

（１）現行の保険証は令和６年１２月２日以降も有効期限まで使用できる。

※　有効期限

国民健康保険	令和７年９月３０日
後期高齢者医療制度	令和７年７月３１日

（２）有効期限前に以下のとおり対応する。

ア　マイナ保険証の保有者への資格情報のお知らせ（※２）の交付

（ア）マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、資格情報のお知らせを交付する。

（イ）資格情報のお知らせは、新規取得時や負担割合の変更時（７０歳以上の被保険者のみ）等にも交付する。

イ　マイナ保険証の保有者以外への資格確認書（※１）の交付

申請によらず資格確認書を交付する。

	３　特別療養費の支給の通知【国民健康保険】 （１）短期証（※４）は廃止する。 （２）被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に係る事前通知書を送付する。（イメージ図　別紙３） （３）特別療養費の支給対象者に交付する資格確認書は、表面の資格確認書の後に「特別療養」、裏面に「この証で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください」と文言を記載する。 （イメージ図　別紙４） ※４　有効期間６か月の保険証 【参考】 東京都後期高齢者医療広域連合の方針により、後期高齢者医療における被保険者資格証明書は交付していないことから、特別療養費の支給の通知も交付しない。 **４　今後の方針** あだち広報や区ホームページ、国保だより、長寿医療だよりを活用し、国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者へ丁寧に説明する。

別紙1

資格確認書

○ ○ 都 道 府 県	有効期限　　年　　月　　日
国 民 健 康 保 険	発効期日　　年　　月　　日
資 格 確 認 書	

記　号		番　号	(枝番)
氏　名		性　別	
生　年　月　日	年　　月　　日	負担割合	割
適用開始年月日	年　　月　　日		
交 付 年 月 日	年　　月　　日		
世帯主氏名			
住　所			
保険者番号			
交 付 者 名			印

別紙1-2

様式第○号

（表　面）

後期高齢者医療資格確認書　　有効期限　　年　　月　　日

被保険者番号		
氏名	性別	
生年月日		年　月　日
資格取得年月日		年　月　日
交付年月日		年　月　日
負担割合・発効期日		年　月　日
限度区分・発効期日		年　月　日
長期入院該当日		年　月　日
特定疾病区分・発効期日		年　月　日

保険者番号

保険者名　　印

（裏　面）

住所	
備考	

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、１から３までのいずれかの番号を○で囲んでください。

１．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
３．私は、臓器を提供しません。
《１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【　心臓・肺・肝臓・腎臓（じん）・膵臓（すい）・小腸・眼球　】

〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：　　家族署名（自筆）：

別紙2

資格情報のお知らせ

（交付者名）
（保険者番号）

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 （枝番）00
氏名			
フリガナ			
負担割合（70 歳以上のみ記載）		○割	
適用開始年月日		平成○年○月○日	
交付年月日		令和○年○月○日	

※　70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

－　マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら　－

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ

令和○年○月○日発行
（交付者名）
（保険者番号）

記号 000　番号　　00000000　（枝番）00
氏名
負担割合　　○割（70 歳以上のみ記載）

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

別紙2-2

資格情報のお知らせ

（保険者名）
（保険者番号）

あなたの加入する後期高齢者医療制度の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

被保険者番号	00000000
氏名	後期　太郎
負担割合	１割
有効期限	○年○月○日
発効期日	○年○月○日
交付年月日	○年○月○日

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

－　マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら　－

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ

○年○月○日発行
（保険者名）
（保険者番号）

被保険者番号 00000000
氏名　後期　太郎
負担割合　１割
有効期限　○年○月○日

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

別紙3

特別療養費の支給に係る事前通知書

令和〇年〇月〇日

〇〇　〇〇　様

〇市（区・町・村・組合）長

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十四条の三第一項又は第二項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第三項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1　特別療養費の支給対象者

氏名	住所	生年月日

2　日付

令和〇年〇月〇日

＜注意事項＞

① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

② 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。

・滞納している保険料（税）を納めたとき
・災害その他特別の事情が生じたとき
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき

別紙4

資格確認書（特別療養）

（表　面）

○ ○ 都 道 府 県　　有効期限　　年　　月　　日

国 民 健 康 保 険

資 格 確 認 書 （特 別 療 養）

記　号　　番　号　　（枝番）

氏　名　　性　別

生　年　月　日　　年　　月　　日

適用開始年月日　　年　　月　　日

交 付 年 月 日　　年　　月　　日

世帯主氏名

住　所

保険者番号

交 付 者 名　　印

（裏　面）

注意事項

この証で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。

備　　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、１から３までのいずれかの番号を○で囲んでください。

１．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

３．私は、臓器を提供しません。

《１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【　心臓・肺・肝臓・腎臓（じん）・膵臓（すい）・小腸・眼球　】

〔特記欄：　　〕

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：　　家族署名（自筆）：

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和６年９月２７日

件　　名	**マイナンバーカードと健康保険証の利用登録サポートについて**
所管部課名	区民部国民健康保険課、高齢医療・年金課、戸籍住民課
内　　容	マイナンバーカードと健康保険証の利用登録（紐づけ）のサポート窓口について以下のとおり実施する。

１　事業内容

（１）目的

ご自身での紐づけが難しい方などを対象に、マイナンバーカードと健康保険証の利用登録（紐づけ）をサポートする。

（２）対象

マイナンバーカードを持っており、国民健康保険または後期高齢者医療制度など健康保険に加入している方

（３）実施期間

令和６年１０月１日（火）から令和６年１２月６日（金）まで

（４）実施時間

平日、午前９時から午後５時まで

（毎週金曜日（１２月６日を除く）は午後３時まで）

（５）実施場所（各会場２回実施）

10/ 1～10/ 4	舎人センター、東和センター、江南住区センター
10/ 7～10/11	保塚センター、佐野センター、新田センター
10/15～10/18	花畑センター、梅田センター、興本センター
10/21	竹の塚センター、鹿浜センター
10/22～10/25	竹の塚センター、学びピア、鹿浜センター
10/28～11/ 1	伊興センター、勤労福祉会館、江北センター
11/ 5～11/ 8	舎人センター、東和センター、江南住区センター
11/12～11/15	保塚センター、佐野センター、新田センター
11/19～11/22	花畑センター、梅田センター、興本センター
11/25～11/29	伊興センター、学びピア、鹿浜センター
12/ 2～12/ 6	竹の塚センター、勤労福祉会館、江北センター

※　休日開庁日の１０月２７日（日）、１１月２４日（日）は、区役所中央館１階アトリウムで実施（午前９時から午後４時）

※　区役所北館２階「国民健康保険課」「高齢医療・年金課」に常設

２　今後の方針

あだち広報や区ホームページ、国保だより・長寿医療だよりを活用し、国民健康保険及び後期高齢医療制度の加入者へ丁寧に説明する。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和６年９月２７日

件　　名	**税情報の反映されていない国民健康保険料決定通知書送付について**
所管部課名	区民部国民健康保険課

内　　容

最新の税情報を反映していない国民健康保険料決定通知書を送付した案件について、以下のとおり報告する。

１　事案内容

令和６年度の国民健康保険料の賦課決定において、最新の税情報を反映していない国民健康保険料決定通知書(以下、「決定通知書」とする。）２８１件を送付したことが判明した。

２　経過

時　期	経過の内容
5 月 30 日（木）	Ａ氏が住民税に関する申告を課税課で行った。
5 月 31 日（金）	「課税課において 5 月 30 日及び 5 月 31 日に住民税システムに入力された税情報」（以下、「税情報」とする。）について、国民健康保険システム（以下、「国保システム」とする。）への取込処理を行った。
6 月 12 日（水）	上記の処理に基づき、国民健康保険課で作成した決定通知書 281 件を発送した。
8 月 22 日（木）	決定通知書を受け取ったA氏から国民健康保険課に「未申告である旨の決定通知書は送られてきたが、5 月 30 日に申告した税情報に基づく保険料変更通知書が送られてこない」とのメールの問い合わせがあった。
	国民健康保険課の職員が上記調査を行ったところ、既にA氏が申告済みであることを確認したが、申告した内容が国保システムに反映していなかったことに気がついた。
	国保システムのベンダーに本件の調査を依頼した。
8 月 27 日（火）	国保システムベンダーによる確認作業が終了し、「税情報」を反映していない決定通知書の送付が 281 件であったことを確認した。
8 月 31 日（土）	改めて正しい処理手順による「税情報」の取り込みを行った後、賦課変更処理を行った。
9 月 2 日（月）	区ホームページに本案件の公表及びお詫び文を掲載した。なお、対象者全員（53 件）に対しては、9 月 9 日にお詫び文と、変更後の決定通知書を発送した。

３　誤った処理（281 件）の影響

（１）保険料変更あり

	令和４年度分	令和５・６年度分	合計
保険料の増額あり	10 件（10 世帯） 増額総額 3,411,580 円 最高増額 998,430 円	21 件（20 世帯） 増額総額 3,176,663 円 最高増額 1,017,111 円	31 件 増額総額 6,588,243 円
保険料の減額あり	4 件（4 世帯） 減額総額 181,305 円 最高減額 50,330 円	18 件（16 世帯） 減額総額 930,590 円 最高減額 114,940 円	22 件 減額総額 1,111,895 円

※　同一世帯で過年度分など複数申告している場合があるため、世帯数と内訳の合計は一致しない。

（２）保険料の変更なし　２２８件（２０２世帯）

４　原因

（１）住民税システムと国保システムとのデータ連携を行う際には、庁内連携システムを経由するが、庁内連携システムに「税情報」が変換されていない段階で、国保システムに取り込み処理を行ったため（図１④）。

（２）国民健康保険課、情報システム課において、システム処理手順に関する確認が不足していた。各処理工程で処理完了までに数分間必要であることを国民健康保険課、情報システム課の間で共有できていなかった（図１②および③）。

５　今後の対応

（１）令和５年度分と令和６年度分については、保険料に影響があった世帯に対し、お詫び文とともに保険料変更通知書を送付した。

（２）令和４年度分については、その年度における最初の保険料の納期（法定納期限）の翌日から起算して２年を経過しているため、国民健康保険法の定めにより、保険料の決定や変更を行うことができない。

６　再発防止策

（１）作業実施前に、国民健康保険課、情報システム課、課税課の３課において、システム処理の手順及びタイムスケジュールを確認し、情報共有を行う。

（２）今後、税データ転送処理を賦課計算処理当日に行う場合は、税情報の異動処理件数と国保システムの取り込み件数が一致していることを確認する。確認できる場合のみ国民健康保険料の賦課処理に着手する。
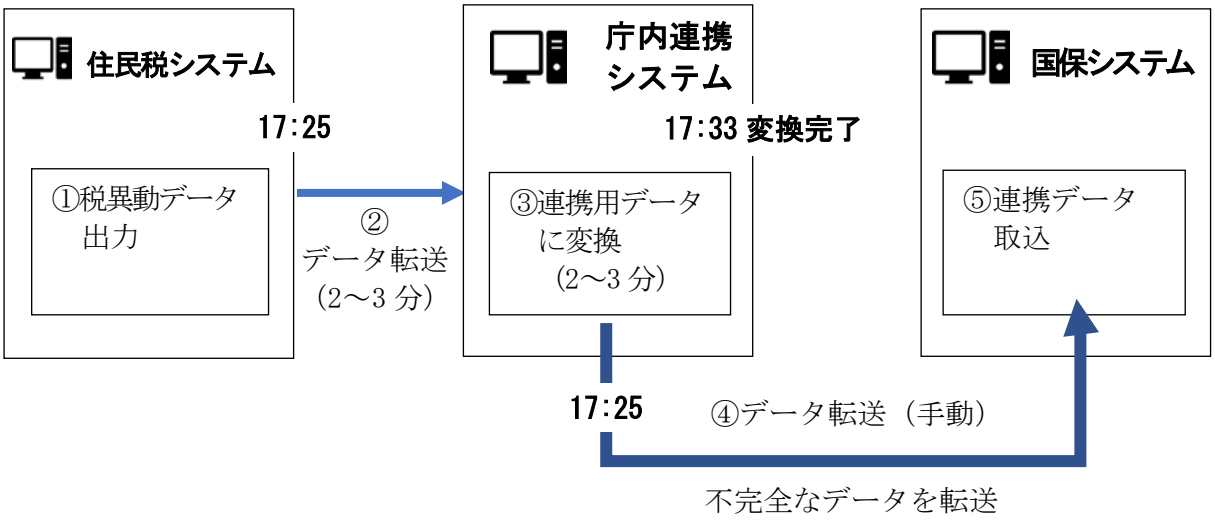
図１　データ連携概略図（５月３１日）